

令和3年12月28日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第30号

❁ 本号の掲載内容 ❁

1. 次期基本計画に盛り込むべき事項の最終とりまとめを公表しました。
2. 「成年後見制度利用促進体制整備研修」を開催します。
3. 「意思決定支援研修」を開催しています。
4. 日常生活自立支援事業の適正な実施の徹底について
成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する通知発出のお知らせ



1. 次期基本計画に盛り込むべき事項の最終とりまとめを公表しました。

現行の成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）は、平成29年度から令和3年度までを計画期間とし、これに基づき利用者がメリットを実感できるよう、制度の運用改善、地域連携ネットワークづくり、安心して制度を利用できる環境の整備を進めてきました。

今年度は現行基本計画の最終年度であることから、政府の成年後見制度利用促進専門家会議で次期基本計画（第二期成年後見制度利用促進基本計画）に盛り込むべき事項を検討しました。その結果は「最終とりまとめ」として令和3年12月22日に厚生労働省HPで公表しています。

- ▶ 最終とりまとめはこちら <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000212875.html>

○ 第12回成年後見制度利用促進専門家会議

令和3年12月15日開催の第12回成年後見制度利用促進専門家会議（オンライン開催）では、これまでの専門家会議12回、ワーキンググループ17回の議論を踏まえて事務局が作成した最終とりまとめ（案）について、議論が行われました。後見制度の運用改善や地域連携ネットワークづくりに関する意見が出るなど、活発な意見交換が行われました。

- ▶ これまでの議論は[厚生労働省HP](#)に掲載している議事録でご覧いただけます。



～大森彌委員長から

期待お言葉をいただきました～

第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人の意思と尊重した支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を明記しました。全国どこでも、権利擁護支援が必要な人が、必要なときに成年後見制度とつかわることができるようになることが必要です。そのための地域の連携体制、運用改善、制度のあり方などについて今後の方向性を示すことができたと思います。本会議の委員の皆さんの見識と熱意の賜物です。今後は、その実現に向けて、ご本人や当事者団体の皆さんや、国、自治体、関係団体、家庭裁判所などが連携・協力し合い、連携を強め、一歩でも二歩でも前進させていきたいと願っています。とりまとめの準備と調整に力を尽くしてくださった事務局の皆さんにも感謝申し上げます。

大森 彌

○ 最終とりまとめの構成をご紹介します

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標、II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策、のほか今回は「別紙 工程表・KPI」が設けられています。次期基本計画として決定した後は、工程表やKPIを踏まえた取組が進められます。

最終とりまとめの内容については、今後のニュースレターでも解説していきますので、ぜひご覧ください！

第二期成年後見制度利用促進基本計画 最終取りまとめの構成

はじめに

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- (1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討
- (2) 総合的な権利擁護支援策の充実

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- (1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- (2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- (3) 不正防止の徹底と利用しやすい調和
- (4) 各種手続における後見業務の円滑化

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方 - 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加 -
- (2) 地域連携ネットワークの機能 - 個別支援と制度の運用・監督 -
- (3) 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組 - 連携・協力による地域づくり -
- (4) 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- (1) 任意後見制度の利用促進
- (2) 担い手の確保・育成等の推進
- (3) 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- (4) 地方公共団体による行政計画等の策定
- (5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

別紙 工程表・KPI

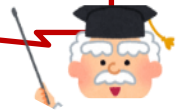


今後は、年明けにパブリックコメントを実施し、3月末までに第二期成年後見制度利用促進基本計画として閣議決定する予定です。

2. 「成年後見制度利用促進体制整備研修」を開催します。

- 本研修は、市町村・中核機関職員、都道府県職員などを対象にしており、成年後見制度や権利擁護支援について、体系的かつ網羅的に学ぶことができます。
- 今年度も、遠隔地の方に多く受講していただけるように、非集合型のオンライン形式で実施します。
- 以下の日程で開催します。12月10日に各都道府県に送付した事務連絡も確認いただき、ぜひご受講ください。

基礎及び応用研修については、都道府県職員、都道府県社会福祉協議会職員、市区町村又は都道府県から推薦のある専門職の方もご参加いただけます。



研修名	内容・ポイント	日程・定員	
基礎研修 主に、市町村・中核機関等職員が対象	権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等を理解する。	オンデマンド受講期間 1月中旬～1月30日(日)	400名
		ライブ配信日 1月31日(月)～2月1日(火)	
応用研修 主に、中核機関職員等が対象	中核機関職員として求められる実践的なスキルを習得する。	オンデマンド受講期間 1月下旬～2月16日(水)	600名
		ライブ配信日 2月17日(木)～18日(金)、21日(月)	
都道府県担当者研修	都道府県研修の企画立案・運営に関する手法、最新の施策動向などを理解する。	ライブ配信日 1月14日(金)	300名




3. 「意思決定支援研修」を開催しています。

本研修では、令和2年10月に公表された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を学ぶことができます。昨年度と今年度の2か年をかけて、全47都道府県で開催（今年度は32都道府県で開催）しています。チームによる意思決定

支援の下で本人のための財産管理・身上保護を行う取組を全国的に進めます。

今年度も12月より順次開催しています。まだ、申込みが可能な日程がありますので、ぜひご受講ください。



科目	内容	形式・時間
支援付き意思決定と代行決定 	意思決定支援の実践が求められてきた背景、意思決定支援の基本的な考え方や原則、やむを得ずに代行決定に移る場合の注意事項や原則を学び、自身の今までの実践を振り返っていただきます。	講義・演習 2時間程度
後見事務における意思決定支援 	後見事務における意思決定支援に関して、法的根拠や各意思決定支援ガイドラインとの関わりを理解する内容となっています。	講義 1時間程度
ガイドラインにおけるプロセスの実際 	本人を交えたミーティングを実施するまでの具体的なプロセスを、映像教材を用いた演習を通して学んでいただきます。	講義・演習 3時間程度

▶ 詳細・申込みはこちら <https://www.ishiketteishienkensyu2021.jp/>



4. 日常生活自立支援事業の適正な実施の徹底について

本事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみです。

年末年始を迎えるため、関係の皆様方には、休暇中の体制や、金銭や書類等の管理について確認していただいているところかと思えます。

つきましては、併せて、以下の事務連絡を踏まえ、適正な実施に向けた確認や整理も進めていただきますようお願いいたします。

[各都道府県・政令市 日常生活自立支援事業 担当宛](#)
[「日常生活自立支援事業の適正な実施の徹底について」](#)（令和3年12月21日付事務連絡）

成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する通知発出のお知らせ

[ニュースレター第28号](#)で、成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する事務連絡の発出をお知らせしたところですが、この事務連絡を踏まえ、本年4月8日に総務省から各地方公共団体に対して、欠格条項の適正化等に関連する対応状況の確認と必要に応じた対応や、今後の職員の募集案内等において地方公務員の欠格条項の要件に成年被後見人等を含めるといった誤った表記をしないよう、留意することを求める通知が発出されています。

関係地方公共団体、関係団体の皆様におかれては、成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、引き続き、適切な対応をお願いいたします。

[各地方公共団体宛 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等について](#)（令和3年4月8日付け通知）



令和4年もどうぞよろしくお願いいたします。 成年後見制度利用促進室一同



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号
 電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459
 利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索

